

過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例(平成23年条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(課税免除の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 町長は、前項に規定する事業のうち次の各号に該当する者で、この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間に生産設備等を新設し、又は増設した者について、課税免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産設備等を新設し、又は増設したことに伴って増加する雇用者の数が<u>10人</u>以上の者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(課税免除の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 町長は、前項に規定する事業のうち次の各号に該当する者で、この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間に生産設備等を新設し、又は増設した者について、課税免除することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生産設備等を新設し、又は増設したことに伴って増加する雇用者の数が<u>5人</u>以上の者</p> <p>3 (略)</p>